



校訓 「自立 協同 創造」
校是 「生きるとは 分かちあうこと」

養父市立養父中学校 学校だより
(令和7年11月4日) 第27号

学校教育目標「しなやかな強さを持ち 協働的・創造的に活動できる生徒の育成」

保護者の責任で SNS 指導や情報端末の管理を！

10月30日(木) 付けて標記の件に関する生徒指導通信を発行させていただきました。学校による SNS 指導にはどうしても限界がありますので、再度この紙面でも連絡や依頼をさせていただきます。

【生徒指導通信の内容】

養父中学校では、全校生が安心して学校生活を送ることができるよう教職員が一丸となり、日々生徒指導を行っています。保護者の皆さまにおかれましては、日頃より温かいご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、毎年夏休み前に SNS 利用状況調査を実施していますが、今年度は 89.9% の生徒が自分専用のネット通信機器を所持しているということがわかりました。また、SNS を利用したことがある生徒はほぼ 100% だということもわかりました。かりに自分専用のネット通信機器を所持していない場合でも、SNS を利用できる環境にあるということになります。そんな中、PTA 活動の一環として、1年生を中心にした『SNS 親子学習講座』を実施しましたが、講師の先生より、「(インターネット上では) 誰しもが加害者になる可能性がある」という厳しいお言葉を聞かせていただきました。また、中学生が相手を傷つける投稿をして、社会に出てから警察に逮捕された事案があることも併せて紹介していただきました。SNS は現代の生活の中で必要不可欠な情報ツールとなってはいますが、今一度、各ご家庭での使用ルールを保護者の責任でご確認くださいませようお願いします。

先日、保護者・地域の方より以下のような投稿があるとの情報提供がありました。SNS の中でのことから、誰がどのような目的で投稿したものか詳細は不明ですが、これをきっかけに深刻ないじめ事案に発展していかないと強く危惧しています。繰り返しになりますが、中学生の SNS 利用の責任は保護者にあるということをご認識いただき、情報端末の管理、監督をどうぞよろしくお願いいたします。



これは、保護者や地域の方からご提供いただいた画像です。中学生の SNS 利用に関する危機意識を持っていただいているとともに、子どもの情報端末を管理・監督していただいている証拠だと考えます。

万が一、不測の事態に発展していった場合には警察へ相談し、連携して対処していくことになるかもしれません。手遅れになる前に、中学生を守るための毅然とした指導をよろしくお願いいたします。

過去にも再三にわたって SNS 利用に関する注意喚起をさせていただきましたが、この問題に関する学校だより「須留が峰」におけるこれまでの記事(一部抜粋)を再掲します。どうぞよろしくお願いいたします。

スマートフォン、タブレット等の怖さ(4月18日付け「須留が峰」第3号)

スマートフォン、タブレット等が普及していく中で、それを個人で所持する中学生が増えていきます。また、それに加えて SNS やゲームに興じる中学生が多いのもご存じのとおりです。そして、その状況に伴うさまざまな深刻な問題が起きていることもよくテレビや新聞紙上等で報道されます。学校としては、中学生の情報機器使用に関する指導は随時行っていますし、各教育行政機関もさまざまな啓発チラシ等を作成して、その危険性を周知しようと努力しています。とは言っても、そもそも情報機器を生徒個人に所持させているのはそれぞれのご家庭ですから、その結果についての最も大きな責任を問われるのは“親”であることを認識していただく必要があります。それでは、過去に実際に遭遇した生徒指導事案について紹介します。



- ① LINE 等のアプリを通じて人間関係にトラブルが発生。それが“いじめ”に発展していく。
- ② 情報機器使用に没頭するがあまり、学力が低下する。また、就寝時刻が遅くなって翌朝の起床が困難になる。それらの結果、登校しぶりが起きたり、実際に不登校になったりする。
- ③ ゲームで“課金”を行い、親の知らぬ間に高額請求をされることになる。
- ④ 情報機器を通して見知らぬ人と知り合いになり、そのまま逃避行してしまう。

いずれも深刻な事案ですが、親が子どもの情報機器使用の実態にしっかりと関心を持ち、各家庭でルールを定めて適切に指導すれば防げると私は考えます。

いっぽうで、そもそも、情報機器を子どもに個人所有させるべきものであるかどうかを各ご家庭で熟考していただく必要がありそうです。“必要でないものは持たせない。必要であるならルールを決めて持たせる”のが基本であり、情報機器に限らず、子どもがせがむので仕方なく買い与えてしまったということは避けたいものです。

各ご家庭でのスマホ等のルールは本当に大丈夫ですか？

(5月21日付け「須留が峰」第8号)

学校だより第3号(4月18日付け)の「スマートフォン、タブレット等の怖さ」というコーナーで述べさせていただいたように、全国各地で、このことをめぐる中学生の問題が頻発しているようです。特にスマートフォンを子どもに買い与えたことによるトラブルが多く、各保護者の皆様には、ご家庭でのルールづくりとともに、子どもへの毅然とした指導をしていただく“教育力”が必要になっています。最近では、養父中学校を含めて近隣の学校でもスマートフォンにまつわる課題で苦慮する保護者が増えてきたと各種会合などの際に聞くようになりました。それぞれのご家庭での様子を親が見つめ直すのと同時に、課題があるようであれば早めの対応を是非ご検討ください。



子どもにスマホを持たせる時、親はどのようなことに注意すればいいだろうか。子どもの安全について研究しているセコム IS 研究所主任研究員の舟生岳夫さんは、「親が買って子どもに貸しているだけ。約束と違う使い方をするなら貸すことはできない。」と自由に使うことを認めているわけではないと、釘を刺すことを勧める。親の目が行き届くように、「使えるのはリビングだけで、自分の部屋には持ち込ませない」などのルールを決めてもよい。

子どもがメッセージを送信する前に親が目を通したり、メッセージの内容を聞きとったりすることで、トラブルの予防が可能になる。誰かの悪口や、いじめを持ちかけるようなメッセージが届いた時は、必ず親に相談するように約束させる。自分で解決しようとして「こんなことを言うのはやめよう」などと返信すると、思わぬトラブルに発展する恐れがあるためだ。

舟生さんは、「SNS に書いたメッセージは残り、『あの子はこんなことを書いていた』と後々、言われるかもしれない。その怖さを子どもに言いかせてほしい」と呼びかけている。

【令和7年5月1日付け読売新聞】